

第 1 1 回検討会用内閣府資料

重点課題

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

多くの犯罪被害者等は、犯罪等により、その生命・身体に重大な被害を受ける。一刻を争う救命救急医療から後遺障害に対する長期にわたる治療や介護等の援助まで、身体的被害の回復・軽減のための支援が必要であり、犯罪被害者等がいつでもどこでも適切な支援を受けられるようにする必要がある。また、多くの犯罪被害者等は、当該犯罪が意図した直接的な身体的・精神的・財産的被害のみならず、犯罪等という悪意の攻撃（あるいは悪質な行為）の対象となったことにより、精神的被害を受ける。こうした精神的被害には、身体的被害に匹敵する重大なものもあり、しかも、放置されることで一層重篤となり、治療が困難になるので、身体に関する救急医療と同様に被害直後から適切な診療や援助を受けられるようにする必要がある。

しかしながら、犯罪被害者等の治療を行える専門家・施設が不足しており、身近な地域で適切な医療や福祉サービスを受けられないとの指摘がある。特に、精神的被害に関しては、一般的に、自然に治癒するものである、個人の資質によるものであるなどの誤った認識から見過ごされやすいだけでなく、医療関係者においても理解が十分とは言えず、その診療やケアに関する研究の遅れや、専門家・施設の不足により、多くの犯罪被害者等が精神面の重い症状を負いながら、適切な診療やケアを受けられず、社会から孤立していると指摘されている。

また、犯罪被害者等が受ける身体的・精神的被害には、当該犯罪等によって直接もたらされるもの以外に、再被害によるもの、ないしは再被害を受けることに対する恐怖・不安によるものや、保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必然的にかかわらざるを得ない手続の過程で、また治療や回復の過程でかわらざるを得ない関係機関において、配慮に欠けた対応をされることによって受ける精神的被害（二次的被害）がある。こうした再被害や二次的被害への恐怖・不安により、被害の申告をためらう犯罪被害者等もいると考えられる。

このような犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取組を行わなければならない。

（上記 に対する小西構成員意見）

「犯罪等という悪意の攻撃(あるいは悪質な行為)・・・」で述べていることは、刑法で対象とするような犯罪の直接の被害ではなく、残虐な行為や、そのような場面が招来されたことによる被害者等の体験が「精神的被害」をもたらしようということであろう。精神医学用語で言えば犯罪被害者における「外傷体験あるいはそれに類似した体験」であり、そう考えると「悪意の攻撃(あるいは悪質な行為)」の文章にある「悪」「行為の対象」

という言葉は、適切ではない。加害者の「悪意」とはかかわりなく、犯罪被害等によって精神的被害を受けることがあるし、また交通事故の被害者、DVや犯罪を目撃する子ども、事故事件の遺族等は行為の対象でなくとも深刻な精神的被害を受けうるからである。

「悪意の攻撃・・・悪質な行為)」の部分で「**予期せぬ突然の攻撃や悪質な行為等の対象となったり、それらに巻き込まれることにより、**」とするのが望ましい。

(上記 に対する中島構成員意見)

(意見)

「当該犯罪が意図した直接的な身体的・精神的・財産的 犯罪等という悪意の攻撃（あるいは悪質な行為）の対象となったことにより精神的被害をうける。」とあり、これは犯罪そのものの特質が重度の精神的被害をもたらすことを意味するものと思われる。しかし、小西委員の意見にもあるように、犯罪の多くは加害者の意図にかかわらず精神的な苦痛をもたらす、遺族は行為の対象者でなくとも著しい苦痛を経験しているので、表現を変更したほうがよいと思われる。また、「精神被害には身体被害に匹敵する重大なものもあり、 治療が困難になるので」とあるが、精神的被害と身体的被害の比較を行う表現は、あまり適切ではない。「放置」という言葉は、あまり一般的でないことから、治療介入がおこなわれなままになっているという表現がよいのではないか。以下のような表現に変えることを提案する。

(修正案)

「...また、多くの犯罪被害者等は、当該犯罪が意図した**によって**直接的な身体的・精神的・財産的被害のみならず、~~犯罪等という悪意の攻撃（あるいは悪質な行為）の対象となつたことにより~~**予期せぬ突然の攻撃や悪質な行為等の対象となったり、それらに巻き込まれることにより、**精神的被害を受ける。こうした精神的被害には**著しい苦痛をもたらす**、身体的被害に**匹敵する重大なものもあり、**~~と同様に日常や社会生活の機能の障害にいたる場合が少なくない。~~**このような精神的被害に対する適切な介入や支援が行われないことが症状の重症化や慢性化をもたらすことから、**~~しかも、~~**放置されることで一層重篤となり、治療が困難になるので、**身体に関する救急医療と同様に被害直後から適切な診療や援助を受けられるようにする必要がある。...」

(上記意見に対する内閣府意見)

まず、原案の「犯罪等という悪意の攻撃（あるいは悪質な行為）の対象となったことにより、精神的被害を受ける」の部分についてであるが、その趣旨は、加害者の主観の如何にかかわらず、犯罪被害者等において、悪意の攻撃の対象に自分自身又は家族等が選ばれたと意識し、恐怖、困惑、怒りなど

が抑制困難な状況で発現し、精神的に大きな負担を負うことや、自分自身又は家族等が悪質な行為の対象に偶然にも当たってしまったと意識し、そのような不運に見舞われた不合理性を納得あるいは無視することができず、非科学的な因果関係を想定しようとしたり、合理性なく自分自身を責めたり身近な者に責任を押し付けようとするなどして、精神的に大きな負担を負うことを端的に表現しようとしたものである。表現に不十分な点があるとの御指摘と理解し、御指摘を踏まえた修正をすることとしたい。ただし、「予期せぬ突然の攻撃」が精神的被害を生じさせる典型であると理解するが、反復される攻撃のようにある程度「予期」された攻撃であっても精神的被害を受けることがあるので、「悪意の」を削除し、単に「攻撃」としてはどうかと考える。

次に、その余の部分についてであるが、御指摘を踏まえた修正をしたい。よって、以下のとおり、修正することとしたい。

…また、多くの犯罪被害者等は、当該犯罪が意図した直接的な精神的・身体的・財産的被害を受けるのみならず、自分自身や家族が犯罪等という攻撃（あるいは悪質な行為）の対象にされた（あるいは巻き込まれた）ということ自体から精神的被害を受ける。こうした精神的被害によって著しい苦痛を受け、身体的被害を受けた場合と同様に日常生活や社会生活のための機能に障害が生じる場合が少なくない。このような精神的被害に対する適切な介入や支援が行われないことが症状の重症化や慢性化をもたらすことから、身体に関する救急医療と同様に被害直後から適切な診療や援助を受けられるようにする必要がある。…

（上記 に対する中島構成員意見）

（意見）

「一般的に、自然に治癒するものである、個人の資質によるものであるなどの間違った認識」とあるが、自然治癒があるのは事実であることから、この標記が適切でないとの誤解が懸念される。誤解を防ぐために以下のような標記への修正を提案する。

（修正案）

「…特に、精神的被害に関しては、一般的に、**ほとんどの被害者は治療や支援がなくても自然に回復**治癒するものである、**回復は個人の資質の問題によるものである**などの誤った認識から見過ごされやすいだけでなく、医療関係者においても理解が十分とは言えず、…」

（上記意見に対する内閣府意見）

御指摘を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

…特に、精神的被害に関しては、一般的に、ほとんどが治療や支援がなくとも自然に回復するものである、回復は個人の資質の問題であるなどの誤った認識から見過ごされやすいだけでなく、…

推進体制

政府においては、基本方針及び重点課題を基礎としながら、犯罪被害者等からの要望等を踏まえ諸施策を展開していくことが重要であることは言うまでもないが、犯罪被害者等のための施策が全体として効果的・効率的に行われるためには、「施策の推進」という視点が重要である。基本法第8条においても、基本計画には、同条第2項第1号が掲げる政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱等のほか、同項第2号に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとされている。また、犯罪被害者等のための施策は、相互に密接に関連しており、その効果的・効率的な実施を図るためには、犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けつつ、犯罪被害者等のための施策全体の中における位置付けを認識し、**府**省庁間の連携を十分にとり、施策相互の実施状況を照らし合わせながら企画立案を行ったり、複数の施策を調和的に実行していくことが必要である。

連携協力については、総論として、基本法第7条に定められており、施策の策定・実施に関する犯罪被害者等の意見の反映等については、基本法第23条に規定されているところ、これらについて、具体的な措置を、より明確にしていく必要がある。また、施策の実施の推進及び実施状況の検証・評価・監視は、犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務であり、これについても、基本法の要請や犯罪被害者等の要望を踏まえ、適切に行っていく必要がある。

（上記推進体制前文に対する法務省意見）

以下のとおり、修文されたい。

また、犯罪被害者等のための施策は、相互に密接に関連しており、その効果的・効率的な実施を図るためには、犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けつつ、犯罪被害者等のための施策全体の中における位置付けを認識し、省庁間の連携を十分にとり、る必要がある。特に、施策の推進に当たっては、既存の取組を更に充実深化することに加え、犯罪被害者等からの要望を踏まえた新たな施策について検討することが重要であるところ、限られた期間内に集中的に施策の企画立案を行うためには、特別の体制によってこれに取り組むとともに、省庁間において、施策相互の実施状況を照らし合わせながら企画立案を行ったり、複数の施策を調和的に実行していくことが必要である。

（上記意見に対する内閣府意見）

御指摘を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

また、犯罪被害者等のための施策は、相互に密接に関連しており、その効果的・効率的な実施を図るためには、犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けつつ、犯罪被害者等のための施策全体の中における位置付けを認識し、府省庁間の連携を十分にとり、施策相互の実施状況を照らし合わせながら企画立案を行ったり、複数の施策を調和的に実行していくことが必要である。特に、犯罪被害者等からの要望を踏まえた新たな施策を検討し実施することが重要となるが、限られた期間内に集中的に施策を企画立案し実施できるよう、関係府省庁は、そのための体制を確保し、着実に取組を進めていく必要がある。

（上記内閣府意見に対する法務省再意見）

以下のとおり、修文されたい。

（修文案その１）

特に、犯罪被害者等からの要望を踏まえた新たな施策を検討し実施することが重要となるが、限られた期間内に集中的に施策を企画立案し実施できるよう、~~関係府省庁は、そのための必要な体制を整備確保し、関係府省庁において、~~着実に取組を進めていく必要がある。

（修文案その２）

特に、犯罪被害者等からの要望を踏まえた新たな施策について、関係府省庁がを検討し実施することが重要となるが、限られた期間内に集中的に施策を企画立案し実施できるよう、~~関係府省庁は、そのための必要な体制を整備確保し、~~着実に取組を進めていく必要がある。

【理由】

現在検討されている犯罪被害者等のための施策については、今まで適切な対応がなされていなかった犯罪被害者等に対し、その視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた取組を行うものであるところ、そのために必要な体制は、関係府省庁における確保のみならず、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間団体等の連携の下に、政府全体において取り組むべきとの観点から重点的に整備する必要があるので、その趣旨を明確にするもの。

（上記再意見に対する内閣府再意見）

御指摘を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

特に、犯罪被害者等からの要望を踏まえた新たな施策を検討し実施することが重要となるが、限られた期間内に集中的に施策を企画立案し実施できるよう必要な体制を整備し、着実に取組を進めてい

く必要がある。

[今後講じていく施策]

(3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力

ア 行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を講ずる。

イ 内閣府において、犯罪被害者団体同士の情報交換に資する観点から、「犯罪被害者団体等専用ポータルサイト」の構築・活用を図り、その犯罪被害者団体等への周知を行う。

(上記(3)イに対する内閣府意見)

以下のとおり、修正することとしたい。

内閣府において、犯罪被害者団体同士等との間の情報交換に資する観点から当たり、「犯罪被害者団体等専用ポータルサイト」(第4、1.(29)参照)もの構築・活用を図り、その犯罪被害者団体等への周知を行うする。

(理由)

原案では、第4、1.(29)の施策とほぼ同等の記述となっていることから、「推進体制」における記述として適切な形とすべく修文を行うもの。具体的には、ポータルサイトにより犯罪被害者団体等相互の情報交換を図るという「施策」を第4の1.に整理する一方で、ポータルサイトを活用して内閣府と犯罪被害者団体等との間の情報交換をより適切に行うといった特筆すべき「仕組み」については推進体制で記述すべきと考えられる。

V 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

〔現状認識〕

多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な身体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被り、経済的に困窮する。...

2. 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

〔現状認識〕

多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な身体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被る。

...

（上記〔現状認識〕に対する中島構成員意見）

以下のとおり、修正されたい。

1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

〔現状認識〕

多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、~~健康な~~身体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、

2. 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

〔現状認識〕

多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、~~健康な~~身体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、

（理由）

被害以前から身体疾患、障害等かかえている被害者もあり、「健康」をあえて強調しなくともよいと思われる。また「健康な」という言葉がなくても犯罪の影響が過小に評価されると思われる。十分に意図は通じるものと考えられる。

（上記意見に対する内閣府意見）

特段の異論がなければ、御指摘のとおり、修正することとしたい。

3. 居住の安定（基本法第16条関係）

〔今後講じていく施策〕

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住め

ないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成１７年度中にも所要の措置を講ずる。【国土交通省】

（上記(1)アに対する国土交通省意見）

以下のとおり、修正されたい。

ア 国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を~~の緩和も等により~~、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成１７年度中にも所要の措置を講ずる。【国土交通省】

【考え方】

犯罪被害者等の公営住宅への単身入居については、現在、関係府省と協議しながら所要の制度改正を検討しているところである。改正の方法については、公営住宅の同居親族要件の緩和以外の方法も考えられ、

- ・ 住宅に困窮する犯罪被害者等を類型化して法令に規定する方法が法制上困難との結論も考えられること
 - ・ 犯罪被害者等の状況により、公募を待たずに迅速に対応すべき場合を想定した柔軟な仕組みとすることも考えられること
- から、他の方法によって単身入居を可能としうる可能性を残すためにも、計画案について「同居親族要件の緩和等により」としていただきたい。

（上記意見に対する内閣府意見）

御指摘のとおり、修正することとしたい。

重点課題に係る具体的施策

第4 支援等のための体制整備への取組

3. 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

[今後講じていく施策]

(3) 民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修等の在り方についての検討

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で支援活動を行う者の養成及び研修の内容並びに費用の弁償、災害補償、信頼性の保証等それらの者が行う適切な支援活動を助長する仕組みの在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援を途切れることなく受けることができる体制作りと併せて検討する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

（上記(3)に対する警察庁意見）

1 意見

「3. 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）」の[今後講じていく施策](3)で、

「…ボランティア支援活動を行う者の養成及び研修の内容並びに費用の弁償、災害補償、信頼性の保証等…」(P16下から6行目～下から5行目)中、「**信頼性の保証**」を「**信頼性の確保**」と修正されたい。

2 理由

パブリックコメントに寄せられた要望の趣旨は、社会的な認知の下に支援活動について様々な側面からサポートを求めるものと解されるところ、支援活動を行う者やその活動が犯罪被害者等広く国民や社会全体から信頼されるための方策という意味で、「信頼性の確保」がより適切な表現と考えられるため。

（上記意見に対する内閣府意見）

特段の異論がなければ、御指摘のとおり、修正することとしたい。

重点課題に係る具体的施策

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

[今後講じていく施策]

（上記 [今後講じていく施策] の掲載順に対する中島構成員意見）

（1）「Ⅴ.第5 1.国民の理解の増進」において、「今後講じていく施策」で「犯罪被害者週間にあわせた集中的な啓発事業の実施」が（8）に位置づけられているが、「犯罪被害者週間」の実施は新しい施策で非常に大きな意味があることからこれを（1）としたらどうか。前後の関係から、（8）～（14）を（1）～（7）とすることを提案する。なおその際には、p66の「犯罪被害者等の要望に係わる施策」の順序も変更する必要があると思われる。

（上記意見に対する内閣府意見）

基本法第20条は、国及び地方公共団体に対し、教育活動、広報活動、その他の活動を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずることとしており、[今後講じていく施策] の掲載順についても、教育活動に係る施策を（1）～（7）とし、広報啓発活動に係る施策を（8）～（11）とし、その他の活動に係る施策を（12）～（18）としているところである。

よって、特段の異論がなければ、原案どおりとしたい。